



島根県報

平成26年9月5日（金）

第2,629号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

土地改良区の役員の就任及び退任の届出	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の役員の退任の届出	（ " ）	2
県営土地改良事業の工事の完了	（ " ）	2
指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	3
地方卸売市場の廃止の許可	（水 産 課）	3
地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出	（ " ）	3
一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る対象区域	（建 築 住 宅 課）	4

【公 告】

証票の紛失	（税 務 課）	4
-------	---------	---

【特定調達公告】

島根県自動車管理業務に係る随意契約の相手方等	（総務事務センター）	4
島根県警察本部科学捜査研究所移転業務に係る一般競争入札の実施	（警 察 本 部）	5

告 示**島根県告示第505号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

雲南市土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

高尾 肇 雲南市三刀屋町多久和1351番地

2 就任年月日

平成26年 7 月29日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

山根昊一郎 雲南市三刀屋町給下1457番地

島根県告示第506号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成26年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

奥出雲町土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事

井上 勝博 仁多郡奥出雲町八代292番地 7

島根県告示第507号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成26年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日
益美（益田）地区（中の口工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成20年 7 月22日
益美（益田）地区（茶屋ヶ曾根工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成21年 1 月16日
益美（益田）地区（柿原工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成22年 3 月 1 日
益美（美都）地区（都茂上工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成19年12月 5 日
益美（美都）地区（深田溢工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成20年12月19日
益美（美都）地区（下都茂原工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成21年 2 月 5 日

益美（匹見）地区（道谷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成21年 3 月 6 日
益美（匹見）地区（矢尾工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成20年 3 月 4 日
益美（匹見）地区（石谷工区）区画整理事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成20年12月19日
益美（益田）地区用排水施設事業（県営中山間地域総合整備事業）	平成17年 3 月18日

島根県告示第508号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成26年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

出雲市佐田町毛津字谷尻608－4

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第509号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）第23条第1号の規定により告示する。

平成26年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

許可番号	許可年月日	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	開設者の住所	開設者の氏名又は名称
指令水第 334号	平成26年 8 月 5 日	揖屋水産物地方卸売市 場	松江市東出雲町揖屋956 番地	松江市東出雲町揖 屋956番地	揖屋魚市場協同組合

島根県告示第510号

島根県卸売市場条例（昭和46年島根県条例第43号）第21条の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第23条第2号の規定により告示する。

平成26年 9 月 5 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

地方卸売市場の名称	地方卸売市場の所在地	卸売業者の住所	卸売業者の氏名又は名称	廃止年月日
揖屋水産物地方卸売市場	松江市東出雲町揖屋956	松江市東出雲町揖屋	揖屋魚市場協同組合	平成26年 8

番地	956番地	月20日
----	-------	------

島根県告示第511号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第1項の規定により、次のとおり一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしたので、同条第8項の規定により告示する。

その関係図書は、益田県土整備事務所に備えて一般の縦覧に供する。

平成26年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 対象区域

鹿足郡吉賀町七日市910番地の一部、913-2番地、913-3番地、910-1番地

2 認定の年月日及び番号

平成26年9月5日 第5号

公 告

次の証票は、紛失年月日以降無効とする。

平成26年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

証票の種類	交付年月日	交付番号	所 属	紛失年月日
徴税吏員証	平成24年4月1日	第1893号	東部県民センター	平成26年7月30日
検税吏員証	平成24年4月1日	第2389号	東部県民センター	平成26年7月30日

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

平成26年9月5日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 役務の名称及び数量

島根県自動車管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部総務事務センター 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成26年8月11日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

山陰総合リース株式会社 代表取締役 影山 敬三 島根県松江市白瀧本町63番地

5 随意契約に係る契約金額

483,923,496円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成26年9月5日

島根県警察本部長 福田 正 信

1 入札の内容

(1) 入札の件名

島根県警察本部科学捜査研究所移転業務

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成27年1月30日まで（ただし、荷役は、平成26年12月22日までに完了するものとする。）

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

(3) 島根県が行う入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。

(4) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成23年島根県告示第454号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。

(5) 法人であって島根県税を滞納していない者であること。

(6) 消費税及び地方消費税について、未納の税額がない者であること。

(7) 過去3年間に、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、誠実に履行した実績があること。

(8) 本件入札に関し、提出書類を提出期限までに提出し、島根県警察本部長の入札参加資格の確認を受けた者であること。

3 入札の場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒690-8510 島根県松江市殿町8番地1

島根県警察本部警務部会計課管財第二係

電話 0852-26-0110（内線2237） FAX 0852-28-7111

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

公告日から平成26年10月15日（水）までの間、(1)の場所において交付する。交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日

を除く、午前9時から午後5時までとし、ファクシミリ及び電子メールによる交付は行わない。

(3) 入札参加申込み

平成26年10月20日正午までに、(1)の場所に提出する。

(4) 入札の日時、場所及び開札

ア 日時 平成26年10月30日(木) 午後1時

イ 場所 島根県松江市殿町8番地1 島根県警察本部1階 聴聞室

ウ 開札 即時開札

(5) その他

ファクシミリ、電話等による入札は、認めない。

4 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

島根県会計規則(昭和39年島根県規則第22号)第61条第1項の規定により契約予定相当額の100分5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

島根県会計規則第69条第1項の規定により契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を入札説明書に定める提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日時までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required : Moving of the Shimane Prefectural Police Headquarters Criminal Investigation Laboratory

Contract is valid from the day the contract is signed until January 30, 2015 (However cargo handling shall be completed by December 22, 2014)

(2) Bid tendering Date : October 30, 2014, 1 : 00 p.m. (It is necessary to reach for mail by noon on October 30, 2014)

(3) Contract contact information : Office of Accounting Finance Section, Police Administration Department, Shimane Prefectural Police Headquarters 8-1 Tonomachi, Matsue City, Shimane Prefecture, Japan

690-8510

TEL : 0852-26-0110 (ext. 2232)